

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行いましたのでお知らせします。

対象業者	(商号) (株)つじ工芸 (所在地) 福岡市東区青葉6丁目19-1 (代表者) 代表取締役 辻田 理 (本市登録) 登録業種: 工事 (交通安全施設、塗装) 委託 (看板・標識、催事・展示等の企画設営等) 業者番号: 2427
措置内容	令和6年3月5日から4カ月間の競争入札参加停止 (令和6年7月4日まで)
根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1第4号ア (契約違反等)
事件概要	1 発注状況 (1) 件名 令和5年度遺跡説明板刷新業務委託 (2) 見積日 令和5年12月20日 (3) 決定金額 187,000円 (税込) (4) 契約担当課 経済観光文化局文化財活用部文化財活用課 2 経緯 当該案件は、見積合わせを行い、上記業者を相手方として決定していたが、その後当該業者との連絡が取れず、通知による催告を行うも契約書の提出がなされなかったため、契約締結にいたらなかったもの。

問い合わせ先: 財政局財政部契約監理課 小池
TEL 711-4306 (内1572)

○福岡市競争入札参加停止等措置要領
別表第1 事故等に基づく措置基準
(契約違反等)

- 4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約に関し、次に掲げるア、イ又はウに該当すると認められるとき
- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| ア 正当な理由がなく契約を締結しないとき | } 1カ月以上4カ月以内 |
| イ 正当な理由のない履行遅滞 | |
| ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当 | |